

建設工事及び建設関連業務における数値的判断基準（失格判断基準額）の算定方法等の見直しについて

1 低入札対策の徹底

建設工事及び建設関連業務における低入札価格調査制度の機能をより高めるため、**数値的判断基準を適用する通常工事等を含むすべての案件において、失格判断基準額の算定方法等を見直し**、公正な取引秩序を損なうおそれのない、より適正な競争環境の形成と品質の確保を図ります。

(1) 建設工事における数値的判断基準（失格判断基準額）の算定方法の見直し

失格判断基準額 1（純工事費基準）における平均額の算定方法を見直します。

失格判断基準額 1（純工事費基準）＝全入札参加者の純工事費相当額の 平均額 ×0.95	
平均額の算定方法	<p>従来</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 有効入札者が3者未満の場合、適用しない。 ※ 平均額の算定において、入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額を上回る場合は設計額の純工事費相当額に、下限値（設計額の純工事費相当額の70%）を下回る場合は下限値に、置き換える。 <p>見直し後</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 有効入札者が3者未満の場合、適用しない。 ※ 有効入札者が5者以上の場合、入札者の純工事費相当額の最高金額及び最低金額を除外する。 ※ 平均額の算定において、入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額を上回る場合は設計額の純工事費相当額に、下限値（設計額の純工事費相当額の90%）を下回る場合は下限値に、置き換える。

《参考》

- ・失格判断基準額 2（現場管理費基準）：設計額における現場管理費相当額×0.70
- ・失格判断基準額 3（一般管理費基準）：設計額における一般管理費相当額×0.60
- ・失格判断基準額 4（元請下請適正化基準）：直接工事費における想定下請応札率÷応札率<1.0

※ 詳しくは、**県契約課ホームページ上の「建設工事の履行能力確認調査における数値的判断基準」** (<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk59.htm>) を御覧ください。

(2) 建設関連業務における数値的判断基準（失格判断基準額）の算定方法等の見直し

失格判断基準 3 における平均額の算定方法を見直すとともに、失格判断基準 1 及び失格判断基準 2 の適用を拡大します。

従来	<p>失格判断基準額 1：設計直接業務費相当額×0.7未満</p> <p>失格判断基準額 2：設計諸経費相当額×0.45未満</p> <p>失格判断基準額 3：入札参加下位5者の入札価格の平均額×0.9未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 入札参加者が3者未満の場合、数値的判断基準を適用しない。 ※ 基準額 3 において、入札参加者が3～4者の場合、全応札者の平均額に0.9を乗じる。
見直し後	<p>失格判断基準額 1：設計直接業務費相当額×0.7未満</p> <p>失格判断基準額 2：設計諸経費相当額×0.45未満</p> <p>失格判断基準額 3：全入札参加者の入札価格の平均額×0.9未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 入札参加者が3者未満の場合、基準額 3を適用しない。（3者未満でも基準額 1, 2を適用） ※ 入札参加者が5者以上の場合、基準額 3の算定において、入札価格の最高金額及び最低金額を除外する。 ※ 基準額 3の平均額の算定において、入札価格が下限値（設計額の60%）を下回る場合は下限値に置き換える。 ※ 基準額 3の算定額が調査基準価格を上回る場合、調査基準価格に置き換える。

※ 詳しくは、**県契約課ホームページ上の「建設関連業務の履行能力確認調査における数値的判断基準」** (<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk89.htm>) を御覧ください。

2 適用（見直し後）

平成23年6月1日以降に公告又は通知する案件から適用する。